第六節　千歳試験場（第四十六条・第四十七条）
第七節　下北試験場（第四十八条・第四十九条）
第八節　岐阜試験場（第五十条・第五十一条）
第二章　雑則（第五十二条）
附則
（誘導技術研究部の所掌業務）
第十条　誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　［略］
二　誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に掲げるものを除く。）に関すること。
三・四　［略］
第四節　新世代装備研究所
（位置）
第二十九条　新世代装備研究所は、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十条　新世代装備研究所に、所長を置く。
２　所長は、新世代装備研究所の業務を掌理する。
（研究企画官）
第三十一条　新世代装備研究所に、研究企画官一人を置く。
［項を削る。］
２　研究企画官は、命を受けて、新世代装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（新世代装備研究所に置く部）
第三十二条　新世代装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。
ＡＩ・サイバーネットワーク研究部
宇宙・センサ研究部
電子対処研究部
（総務課の所掌事務）
第三十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　［略］
十　前各号に掲げるもののほか、新世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。
［条を削る。］

第六節　下北試験場（第四十二条・第四十三条）
第七節　岐阜試験場（第四十四条・第四十五条）
第二章　雑則（第四十六条）
附則
（誘導技術研究部の所掌業務）
第十条　誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
一　［同上］
二　誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に属するものを除く。）に関すること。
三・四　［同上］
第四節　次世代装備研究所
（位置）
第二十九条　次世代装備研究所は、東京都世田谷区に置く。
（所長）
第三十条　次世代装備研究所に、所長を置く。
２　所長は、次世代装備研究所の業務を掌理する。
（先進機能研究統括官及び研究企画官）
第三十一条　次世代装備研究所に、先進機能研究統括官一人及び研究企画官一人を置く。
２　先進機能研究統括官は、次世代装備研究所の所掌業務のうち先進技術に係る事項について所長を助け、業務を整理する。
３　研究企画官は、命を受けて、次世代装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。
（次世代装備研究所に置く部）
第三十二条　次世代装備研究所に、総務課のほか、次の五部を置く。
領域横断機能研究部
先進技術研究部
情報通信研究部
センサ研究部
電子対処研究部
（総務課の所掌事務）
第三十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　［同上］
十　前各号に掲げるもののほか、次世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。
（領域横断機能研究部の所掌業務）
第三十四条　領域横断機能研究部は、次に掲げる業務をつかさどる。
一　装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。
二　装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。